

熊本県公報

号外 第 7 号の 2
平成 16 年 3 月 11 日 (木)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県立保育大学校学則の一部を改正する規則…………… (家庭福祉課) 1

本号で公布された規則のあらまし

- ◇熊本県立保育大学校学則の一部を改正する規則
 - 1 保育大学校の目的を、児童福祉法第 18 条の 4 に規定する保育士になろうとする者に対し、必要な高度の理論及び技術を授けることとすることとした。
 - 2 保育士資格証明書に関する規定を削除し、関係条文を整理することとした。
 - 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

熊本県立保育大学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 16 年 3 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 9 号

熊本県立保育大学校学則の一部を改正する規則
 熊本県立保育大学校学則（昭和 38 年熊本県規則第 72 号）の一部を次のように改正する。
 目次中「卒業及び保育士資格証明書」を「卒業」に改める。
 第 1 条中「児童福祉施設において児童の保育に従事しようとする者」を「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の 4 に規定する保育士になろうとする者」に改める。
 「第 5 章 卒業及び保育士資格証明書」を「第 5 章 卒業」に改める。
 第 13 条中「別記第 1 号様式」を「別記様式」に改める。
 第 14 条を次のように改める。
 第 14 条 削除
 別記第 1 号様式中「別記第 1 号様式（第 13 条関係）」を「別記様式（第 13 条関係）」に改め、同様式を別記様式とする。
 別記第 2 号様式を削る。
 附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

